

## 説苑

### 日本型社会政策

#### 批判としての社会政策論

——大河内「理論」における一論点——

安 富 邦 雄

日本における社会政策論史のなかで、大河内一男氏によって体系化された社会政策論Ⅱ「大河内理論」が、重要な位置を占めていることについては、すでに指摘されているところである。<sup>(1)</sup>「大河内理論」のもつ理論的構造をめぐって、社会政策本質論争以来今なお批判や検討がなされているが、この「大河内理論」における強靱な論理構成は、社会政策研究をすすめるにあたって避けて通ることを許さない内容をもっている。ところで、このように社会政策論の巨大な流れを形成した「大河内理

——日本型社会政策批判としての社会政策論——

論」体系の基本的骨格が、準戦時・戦時において形成・構成されていったことも衆知のことである。そして、この戦時下「大河内理論」の位置、換言すれば理論的・思想的<sup>(2)</sup>位置の検討が、「社会政策論再構成」の課題と交錯してすすめられている。これは日本における社会政策論の「真の」展開がまさに戦時においてなされたことから首肯しうるものである。小論は、「社会政策論再構成」なる課題をさしあたって対象の外に置き、戦時下「大河内理論」の特質を明らかにしつつ、その理論的・思想的<sup>(3)</sup>位置を確定する作業に連繫することを課題とするものである。

大河内氏の社会政策論研究の出発は、昭和六年「概念構成を通じてみたる社会政策の変遷」におかれる。そして、このドイツ社会政策の史的検討は、昭和十一年『独逸社会政策思想史』に集大成されていった。更に、氏の社会政策研究は、このドイツ社会政策論の史的検討を理論的媒介として、一方で社会政策論のいわゆる「原理論」的構成の確立、他方で主に日本における社会政策的施策の分析、へと展開し、これらは昭和十六年『社会政策の基本問題』第一版および昭和十五年『戦時社会政策論』に集約された。そして、『社会政策の基本問題』第一版

は、戦時深化に伴い、昭和十九年『増訂版』へと転回した。ところで、この「大河内理論」の形成と展開の過程をみると、社会政策論のいわゆる「原理論」構成においても、日本における社会政策の分析視角においても、大河内氏自らが語るのに反して、そこに幾多の変化をみいだすものである。この変化は、大河内氏の語るところにしたがえば、体系化に至る過程で生じた理論的深化の軌跡であるかもしれない。その場合、変化は、到達した理論的水準で眺められるべきであろう。あるいは、その変化は、戦時下の「自由の圧殺」の暗い刻印かもしれない。われわれは、その時、注意深く「活字」を生きかえらせて、その紙背を読みこまなければならぬ。しかし、以上の二点を考慮にいれつつも、分析基準と分析視角における本質的ともいえる変化をみいだす。それを、昭和十一年七月「社会政策と福利施設」から昭和十三年一月「社会政策―日本に於ける社会政策への反省―」までの諸論文とそれ以降の論文との間にみいだすものである。この両者の間には、戦時経済の深化に伴う「社会政策的施策」の対象の移動が横たわっていることは確かである。さらに、この対象の移動を規定している戦時経済への再編成がある。しかし、この対象の移動と戦時経済への再編成を貫

いて、前者の諸論文が最も問題とした課題、すなわち日本型社会政策とそれを規定している日本資本主義の特殊構成Ⅱ型の問題がどのような問題意識は、全く消滅したとはいわないとしても、弱まっている。それ以上に、この期の諸論文で貫かれている分析基準と視角は、後に次第に変容したと判断される。われわれは、この変容の過程を明らかにするために、この小論ではさしあたって、この期の論文における分析基準と視角を検出することを直接の課題とする。

この小論で検討される段階の諸論文は、次の四論文が主要なものである。<sup>(4)</sup>

「社会政策と福利施設」(昭和十一年七月)

「危機に於ける社会政策の形態」(昭和十二年二月)

「社会政策の日本的形態」(昭和十二年六月)<sup>(5)</sup>

「社会政策―日本に於ける社会政策への反省―」(昭和十三年一月)<sup>(6)</sup>

ここで取り扱われている主要論点は、次の三点にある。

第一に、具体的な、さしあたっては日本における社会政策的諸施策に対する分析基準としての「本来的な意味における社会政策」あるいは「真実の社会政策」の定置。

第二に、「日本的なる社会政策」あるいは「日本型社会政策」とその機構的必然性の檢出。

第三に、日本における「真実の社会政策」の展望あるいは「日本型社会政策」揚棄の展望。

以上の諸論点の検討は、ここでは『社会政策の基本問題』第一版及び雑誌論文に典拠を求めて進められる。第一版は増訂版及びそれに依拠した『著作集』第五巻と全く相貌を異にしている。この変化そのものが、さきに述べた留保点を形成しているわけであるが、われわれは、第一版にもとづいて初期論文の分析基準と視角を檢出したいと考える。それによつてこそ、この段階の大河内氏の問題意識が鋭角的に浮かびあがってくるであらう。さらに、第一版と増訂版との削除・修正部分の意味をも検討しうることとなる。

(1) この点に関する最近の論文として、戸塚秀夫「戦時社会政策論の一回顧」(『社会科学研究』第二一卷第一号)がある。ここで戸塚氏は、昭和初期から戦時にいたるまでの社会政策論の形成と顧落にいたるまでの基本的性格の論点を明らかにしている。この小論で検討しようとした課題の設定は、この論文によって啓発された。

—日本型社会政策批判としての社会政策論—

(2) この点に関しては、前掲戸塚論文の他に、飯田鼎「社会政策論の『再構成』の問題」(三田学会雑誌)第六三巻四号)がある。飯田論文は、「再構成」に急なあまり、内在的な批判が欠落している。

(3) 『日本資本主義と労働問題』(白日書院、一九四七)の序で次のように言う。「日本経済の特殊な制約についての判断や社会政策の社会的機能についての筆者の評価は、戦時中たると終戦後たると、いささかの变化もない」と。この論文集においては、日本経済の特殊制約の除去に「正常態としての資本主義」再編という視角がつけぬかれ、この視点は、この小論で取扱う段階の視角と同一である。しかし、問題は後述するように、この特殊制約と戦時経済との関連が、いかに把握されていたかであり、この点こそが戦時社会政策分析の基本的問題である。

(4) この他に、「社会政策の形而上学」(昭和十二年)があるが、さしあたつてここでは日本における社会政策分析に限定しているのでこの論文は考察の対象から除外した。

(5) 以上三論文『社会政策の基本問題』所収。

(6) 『経済学論集』昭和十三年一月、第八卷一号所収。

一 「真実の社会政策」

「大河内理論」の持つ理論的位置は、日本における社会政策史にあつて社会政策論を「社会科学」の一領域にまで高めるところにある。この点については、最早言及する必要もないほどである。そして、その理論的構成の核心は、それまでの弁論論的社会政策論や倫理主義的・理想主義的社会政策論を排して、社会政策をあくまで「資本主義経済にとつての経済的並びに政治的必然性」において把握、「経済的にも、政治的にも、資本主義経済の成立、発展の過程における自己保存運動の、統一的且つ意識的な表現」<sup>(1)</sup>として把握したところにある。これも衆知のことである。この「大河内理論」の理論構成そのものを検討することはここでの課題ではない。また、社会政策本質論争でなされた「概念」分析も対象の外にある。ここでの課題は、日本における社会政策的諸施策の現実に対置して、その批判基準として設定された「本来の社会政策」あるいは「真実の社会政策」を検出し、その理論的意義を明らかにすることにあ

る。

ところで、われわれは前記四論文における「真実の社会政策」概念の位置を明らかにするものであるが、そもそも「真実の社会政策」概念は「社会政策の形而上学」で詳細に分析されているごとく、エドワルト・ハイマンによつて構成されたものであつた。この論文に示されているように、ハイマンは、社会政策を「社会運動の制度的沈澱物」と規定し、その政策に「社会的理念」<sup>II</sup>「自由」がいかに体现されるかの程度を基準として、「真実の社会政策」と「真実ならざる社会政策」を類型化しようとしたのであつた。大河内氏はハイマン流の社会政策把握を批判しつつ、社会政策における「主体」と「客体」、「目的」と「結果」の内容規定とその相互関連を明らかにした。即ち、社会政策におけるその「目的」あるいは「想はれた意味」と「効果」あるいは「想はれざる結果」とを区別し、社会政策は資本主義経済社会の運動において固有の「目的」をもちつつも（「結果」とは一応離れて）、「その政策によつて与へられた当初の目的の実現と共にそれは別の結果を資本主義経済にもたらす」とした。したがつて、大河内氏は、ハイマンのごとく「目的」がいかに制度化するかによつて社会政策の歴史的位置

をみるのではなく、「目的」と「結果」の媒介関係を明らかにしたうえで、「社会政策はその目的の如何を問はず、その結果に於いては歴史的に進歩的な職能を果たし得るものだ」、と規定したのである。かくして、「真実の社会政策」概念は、ハイマンにおける把握の内容の顛倒によって鑄直されることとなった。<sup>(2)</sup>

この顛倒して得られた「真実の社会政策」概念は、ここでは新たに、「日本型社会政策」批判の基準に据えられる。そこで、「真実の社会政策」がどのように構成されているかをみてみよう。

大河内氏はまず、日本の労働条件の特殊性を分析視野におさめつつ、社会政策の機能と労働条件との関連を重視する。それは、次のごとく示される。

「一般に本来的な意味に於ける社会政策立法は、……労働条件の統一化、寄生的労働条件に倚拠する零細企業の整理を意味するのみならず、それは就中労働条件に於ける初期資本主義的特質を払ひ落す最も有効な手続である。」<sup>(3)</sup>

大河内氏は、社会政策の「目的」あるいは主体によって「想はれた意味」を「労働力の順当な再生産」に置いているわけだ

—日本型社会政策批判としての社会政策論—

あるが、この「目的」を社会的に可能ならしめる客観的基盤の創出がまず問題であった。この客観的基盤こそ、「初期資本主義的労働条件」の止揚を通して形成される統一的・平準的労働条件、換言すれば近代の資本主義的労働条件であった。したがって、大河内氏は社会政策の機能を何よりもまず「近代の労働条件」あるいは近代の資本・賃労働関係の創出の中にみたのである。この視点は、「大河内理論」の特質のひとつを構成するものであった。そして、同時に、この視点を媒介することにより、「大河内理論」は、日本における労働関係の特殊性とそれに規定された日本型社会政策とに対する批判的基準を確立したのである。

さて、大河内氏は社会政策における「目的」と「結果」について、それぞれの概念と内容を峻別したわけであるが、それらほどのように「真実の社会政策」と関連せしめられたのであろうか。

大河内氏は、社会政策の「目的」あるいは「想はれた意味」のもつ意義について、次のように規定した。即ち、社会政策の「想はれた意味」あるいは「主体の意図」からすれば、「資本主義或は資本制社会そのものの維持が究極の目的であり労働者階

級の福祉の増進はただ此の至上目的のための手段たるに過ぎないものである。したがって、この視点から把える限り、「斯かる意味に於ける社会政策は之を進歩的なものとは称び能はぬ」ものである。大河内氏は、このように、社会政策は労働条件の統一化・平準化を通して、労働力の維持・培養を社会的に行なうものであり、この側面による「資本制社会そのもの」の維持を「目的」とするものであるとし、この点においては労働者階級にとつて何ら「歴史的進歩性」をみる必要はないとした。

では、社会政策の「歴史的進歩性」は、いかなる視点から問題としうるのか。大河内氏は、それを社会政策を媒介して得られる「想はれざる社会的結果」あるいは「意図せざる総結果」の視点において把握すべきであるとした。社会政策において「目的」と「結果」とは別である、という把握は、「社会政策の形而上学」においてすでに与えられている。そして、社会政策の進歩的役割をどの側面においてみるべきかについても、そこで示されていた。「社会政策の形而上学」では次のごとく言う。

「社会政策の『経済的必然性』は、その結果に於て、進歩的な職能を尽すものと言ひ得るであらう。」<sup>(5)</sup>

この限りにおいて、「結果」の側面から社会政策の進歩的役割をみる視点は、すでに確立されていた。しかし、日本型社会政策分析を主要な課題としているこの期の諸論文は、「目的」それ自体を「進歩的なものとは称び能はぬ」としつつ、より積極的に、「結果」に視点をおいて社会政策の歴史的進歩性をみようとした。たとえば、労働保護立法の持つ意義は、次の視点において把えられる。

「……社会政策に於ける主体の意図を姑く問題外とすればあらゆる社会政策立法は労働者階級の成熟に役立つものである。即ち先づそれは労働力の平準的な再生産を階級的規模に於て可能ならしめることによって、労働者階級は政策主体の意志とは別に彼の団結的活動の為の肉体的条件を獲得するに至る。」<sup>(6)</sup>

さらに、労働組合法は次のように位置付けられる。

「我々が団結の自由を中心とする社会立法を考察する時、直接的にはかの『階級協調』が想はれ意図せられた意味ではあるが、同時にそれは間接的には制度を再編成せしめるための組織的力の量的並びに質的増大を媒介し、かへつてやがて『階級協調』そのものの否定者を強大にする。」<sup>(7)</sup>

以上に示されるように、主体によって託された「目的」を超えて、社会政策はその「想はれざる結果」として労働者階級の「成熟」を促すものである。そして、ここにこそ労働者階級にとっての社会政策の「進歩的役割」をみようとした。大河内氏の力点は、まず、そこに置かれた。

「想はれざる社会的結果に於て見るとき、我々は此処に社会政策諸立法の積極的意義、社会の発展に於けるその歴史的役割を見出すことが出来る。」<sup>(8)</sup>

あるいは、次のように言う。

「社会政策の歴史的意義はむしろ、与へられた団結の自由によつて、それが負はされてゐた觀念上の任務、『階級協調』を踏み超え行くところに在る。」<sup>(9)</sup>

大河内氏における社会政策の「進歩的役割」あるいは「歴史的意義」は、以上の視点において把握された。

以上のように、労働者階級にとって社会政策の「歴史的意義」は何か、を明らかにしたうえで、「真実の社会政策」が与えられる。即ち、労働者階級の階級的規模における「成熟」(「肉体的・意識的な」)を「結果」としてもたらす社会政策こそ、労働者階級にとって、「真実の社会政策」とよばれるものであ

った。ハイマンにとつて「真実の社会政策」は、「社会的理念」の具現化をもつて測られるべきものであったのに対して、大河内氏にあっては「目的」|| 主体の意志とは独立にもたらされる「結果」|| 階級的成熟が、その基準となった。

では、以上のような「真実の社会政策」把握は、当面の大河内氏においてどのような意義と位置が与えられたか。まず、その意義からみるならば、「社会政策の一般的觀念」|| 批判基準の確立とそれにもとづく日本における社会政策批判の照準設定であった。日本において「社会政策」なる名称を冠せられた諸政策が氾濫しているが、それがたとえ、労働力の維持・培養をその「目的」において内包しているとしても、その政策を通して労働者階級の階級的規模における「成熟」を「結果」としてもたらすものではない。この「歴史的進歩性」を形成しえない政策は、社会政策の名に値するものではない。大河内氏はこの視点を基に据えて日本における「社会政策」の分析を行なつた。大河内氏の「真実の社会政策」論の積極的意義は、ここに存在する。

次いで、大河内理論におけるこの「真実の社会政策」の位置である。大河内氏は「真実の社会政策」の判断基準たる「結

果」とその政策に託されている「目的」との媒介関係をみすえつつも、前者に社会政策の歴史的役割をみた。したがって「真実の社会政策」は、その「目的」の階級的性格はしばらくおくとしても、「結果」として労働者階級の「成熟」をもたらすものではあるが、だからといってすべての社会政策は必ずしもそれをもたらすものではない。逆に、「結果」として労働者階級の「成熟」をもたらす社会政策は、よくその「目的」においても「本来的な意味における社会政策」の機能を果たしうるものである。しかし、このような「結果」に視点を置いた社会政策の意義把握は、この期以降の諸論文では後景にしりぞく。そして、社会政策はその「目的」の合理的編制すなわち労働力の維持・再生産、あるいは労働力配置などの合理的編制いかによつてのみ問題とされる。勿論、戦時深化にあつては労働者階級の「成熟」について言及することは次第に許されなくなっていくであろう。しかし、この視点を基に置きつつ、如何に社会政策批判を貫くかが問題とされねばならなかった。大河内氏の戦時社会政策論は、この期に獲得された「真実の社会政策」論の放てきを通して確立していったとみられる。その点からみ

る時、この期の「真実の社会政策」論は、大河内理論において

特異な位置を占めていたものといえよう。

以上のように「真実の社会政策」論は、すぐれて日本における社会政策的現実に対する批判的基準として設定されたものであった。

(1) 「労働保護立法の理論に就いて」(『基本問題』一八五頁)。

(2) 「社会政策の形而上学」(『基本問題』一二六頁)。

(3) 「社会政策と福利施設」(『基本問題』二六九頁)。引用は『経済学論集』(第六卷七号)による。この箇所は、『基本問題』では、「本来的な意味に於ける」が欠落し、ただ「一般に社会政策立法の一つの有力な拠点は」と変化している。

(4) 「社会政策と福利施設」(『基本問題』二九二頁)。この箇所も、『論集』論文と『基本問題』では、若干の變化がみられる。

(5) 『基本問題』一三〇頁。

(6) 「社会政策と福利施設」(『基本問題』二九二頁)。引用は『論集』による。

(7) 「危機に於ける社会政策の形態」(『基本問題』三〇一



）三〇二頁。

(8) 同右、三〇〇頁。

(9) 同右、三〇二頁。

(10) 「真実の社会政策」視点は、「日本型社会政策」批判

が後景へしりぞくのに併行して消滅していく。「人的資源と社会立法」においては、『人的資源』調達の問題が社会政策の真の対象であるか否かは此扱では論じない」とするものとされ、人的資源問題が、そもそも社会政策の対象たりうるか否かもここでは留保される。従つて、「真実の社会政策」の内容をもつか否かは、当然のことながら、視野の外である。

さらに、「真実の社会政策」視点は、増訂版においては削除されることとなる。この削除は、時代の進行の厳しさを物語る一端かもしれない。しかし、『著作集』において、第一版が復原されている個所が散見されるのもかわらず、この「真実の社会政策」視点を展開している相当長い部分は、「社会政策と福利施設」「危機に於ける社会政策の形態」「社会政策の日本的形態」のいずれにおいても復原されず、削除のままである。戦時社

！日本型社会政策批判としての社会政策論――

会政策論の展開と共に、社会政策分析の視点が変化していくのをあわせ考へる時、この削除の持つ意味は本質的なものを含んでいるであろう。

## 二 日本型社会政策

大河内氏における「真実の社会政策」論は、「社会政策の一般的観念」であると共に、日本における社会政策の批判的基準として構成されたものであった。では、批判の対象とせられた日本社会政策の問題性は何であったのか。われわれは、そこからみていこう。

大河内氏は端的に次のごとく言う。即ち、問題は「日本に於ける社会政策ではなく、まさに日本的なる社会政策」にある。さらに言えば、日本の社会政策の特質は、社会政策の発展段階を基準として日本の社会政策がいかなる水準に達しているか、という程度の問題ではなく、構造的殊性としての「日本型社会政策」の問題にある。(2) かくして、氏は、その「型」を日本資本主義の構造乃至型――日本型労働関係――日本型社会政策、と機構的関連のうちに把握し、この相互规定的関係を明らかにするのであった。

大河内氏は、「日本型社会政策」の「型」たる根拠を明らかにするに先立って、まず、日本資本主義の構造あるいは型の問題を重視する。

かつて、大河内氏は、社会政策論を真に社会政策論として実りあらしめるためには「与へられたる社会政策の方策をば一定の経済的乃至その上に立つての階級の關係の集中的な凝結若くは表現として取扱ふ事」が必要であるとし、そのためには「社会政策は常に先ず資本主義そのものの分析即ちその矛盾の解決から始められなければならない」と、その分析視角を明らかにした。これは、「概念構成を通じてみたる社会政策の変遷」を貫いた、社会政策論を生起せしめる客観的基盤<sub>(3)</sub>資本主義の矛盾の展開に視点を置いて確定されたものであった。

その時に獲得された分析視角<sub>(4)</sub>「矛盾の解剖」は、この段階において、日本における社会政策の問題性<sub>(5)</sub>「型」を規定している日本資本主義の特殊性の解明を要求することを通して、資本主義の構造<sub>(6)</sub>「型」の分析へと進んだのである。

大河内氏は次のごとく言う。

「言ふ迄もなく夫々の国民経済はその構造に於て特殊な型を持つ。それと同様に、夫々の国民経済はその構造に、応じた

特殊な社会政策を持つと言ひ得るであらう。<sub>(4)</sub>」  
あるいは、

「社会政策が資本主義経済社会の全政策の一分肢である限り、それは当然この政策の拠て立つ経済社会そのものの構造の規定を受けねばならない。<sub>(5)</sub>」

大河内氏にとつての、社会政策を資本主義の構造との内的連関において把握することの意義は、もしこの認識が欠如する時、日本における社会政策はたかだか発展の程度に解消されてしまい、日本における社会政策の特殊性<sub>(6)</sub>特殊的位置とその型が明らかにされ得ないという認識からくるものであった。大河内氏にあっては社会政策の特殊性<sub>(7)</sub>その位置と型が、当該資本主義の構造といかなる内的連関において構造的必至性をもつかが問題であった。かくして、資本主義の「構造乃至型」の分析・検出を具体的前提とし、その構造的連関のもとに社会政策の「構造乃至型」を検出すること、これが社会政策の分析視角としてすえられたのである。

ここで、大河内氏にあって日本資本主義の型がどのように把握されていたかについての要約は略す。それは、すでに指摘されているごとく、『講座』によつて解明されていた特殊構成に

立脚するものであった。<sup>(6)</sup>ここでは、その資本主義の構造のもとに編成される労働関係Ⅱ資本・賃労働関係の存在形態の検出に眼をむけよう。大河内氏は、資本主義の構造と社会政策の型とを具体的に媒介する基盤として「労働関係の型」を位置付け、それを問題とする。

大河内氏は次のように言う。即ち、「社会政策の日本の特質の規定も……労働事情の日本の形態の分析の上のみ可能」となる。<sup>(7)</sup>そして、この「労働事情の日本の形態」は、基底的には

「日本資本主義の特殊的構造より由来」するものである。

では、日本における労働関係Ⅱ労働事情の特殊性とは何であったか。大河内氏は、第一に、資本・賃労働関係の外被の下に内実として支配している「身分的隷属関係」、第二に、その「身分的隷属関係」の下で強制されている低賃金・過度労働、とを「労働事情の日本の特質」とする。

第一の点について次のごとく言う。

「日本に於ても、賃労働は賃労働であつて奴隷労働ではない、労働力は資本主義的商品として現はれそれ以外のものではない。此の場合賃労働は形式上資本主義的範疇であるとは言へ、それは実質上身分的隷属関係に外ならなかつた。」<sup>(8)</sup>

—日本型社会政策批判としての社会政策論—

ここにおける大河内氏の把握は、賃労働は「範疇」としては「資本主義的」なものであるとしても、その「範疇」の確定によつては日本における賃労働の具体的存在様式Ⅱ「特殊性」は検出されるものではなく、その「範疇」の内実を規定している特殊の関係こそが問題とされた。そしてその特殊性とは、「賃銀契約の外被の下に被はれた封建的隷属関係、実質上の身分制的労働関係」として総括されるものであつた。そして、この「身分制的隷属関係」は、日本資本主義の構造的な特殊性を構成する要件であると共に、その急速なる発展を支えた条件でもあつた。したがつて、「労働関係の日本の特質」は、日本資本主義の存立条件をなすものであり、構造的なものであつた。かくして、大河内氏は次のように、この労働関係は「過渡的」なものではありえず、構造的なものであるとした。

「構造的な理由から与へられてゐる我國の隷属的労働関係は、農村—都市に於ける労働条件の相互的制約の故に、労働の商品性の外被にも拘はらず、日本資本主義の発展と共に漸次に解消し得べき過渡的なものではあり得ない。」<sup>(9)</sup>

第二の低賃金・過度労働については言及するまでもないことである。ここでは、ただ、この低賃金・過度労働が「農村土地

関係」との相互規定的関係のもとに規定される構造的なものであるという把握を指摘するにとどめる。

さて、以上のような「労働事情の日本の特質」を基盤として展開する日本社会政策は、いかなる特殊性を構成するか。

まず、「本来の社会政策」は、さきに示したように、「身分制的労働関係」<sup>11</sup>「初期資本主義的労働関係」の止揚者としての機能を果たすものであった。しかるに、日本にあっては、「身分制的労働関係」を主要因とする「日本的労働事情」は、日本資本主義の構造とその発展とに深く連繋するものであった。それは、過渡的なものでなく、構造的なものであり、「型」たるものであった。したがって、その上に展開する「社会政策」はその「日本的労働事情」の止揚者として決して立ちあらわれることなく、むしろその「労働事情」に規定され、その維持・再編のために機能する。その意味で日本にあっては、「社会政策」は、言葉と内容とを統一せる社会政策の発展段階の一階梯を示すものではなく、言葉と内容とが一致しえない「日本の社会政策」あるいは「日本型社会政策」なのである。

大河内氏は、この「日本的労働事情」と「日本型社会政策」との機構的連関を、この期の諸論文の中で集中的に追求したの

であった。

「社会政策と福利施設」において、退職手当制度の法制化の中にはらまれている諸矛盾の分析を通して、これが「福利施設の社会政策化」<sup>12</sup>「日本の社会政策」であることを明らかにしようとした。そして、この分析における基本視角は、日本における「隷属的労働関係は、農村—都市における労働条件の相互的制約の故に、…日本資本主義の発展と共に漸次に解消し得べき過渡的なものではあり得ない」という把握に据えられた。したがって、退職手当制度の法制化も、この基本規定に規定されるものであり、「労働関係に於ける身分制的性格を強め之から一切の階級関係的なものを抜き去り得るが如き社会政策」<sup>(10)</sup>として構想されたもの、とした。そして、大河内氏は次のように指摘する。

「退職手当が福利施設としての本質を止揚し得ざる限り、法令法制化が此の傾向を促進せしめ得様とも、社会政策としての退職積立金法はその福利施設的内容の故に社会政策の歴史的役割は充分に現はるを得ず、それへの漸次的傾向を内包しつつも、而も本来の団結権・罷業権の貫徹を生み出さず、寧ろ経営のための従者・家臣団を創り、忠勤的労働関係

を創る方向に働く。社会政策的外皮の裡に福利施設的内容を包蔵してある点に我々は社会政策に於ける日本的なるものを見出す。<sup>(11)</sup> (傍点引用者)

「危機に於ける社会政策の形態」では、「農村社会政策」「社会事業諸施策」の分析を通じて、「日本の社会政策」が検出される。ここにおける大河内氏の分析視角は、まず、「農村社会政策」の対象とせる農村の結核、体力低下の根本原因が、「農村土地関係」とそれとの相互的制約関係にある賃労働の特質とにある、という把握に置かれる。そして、次のように指摘する。

「原因はかへって、農村子女の多数を家計補充の出稼人として都市の工場へ送り出さざるを得ぬ農家の窮乏の裡に、実にかかる窮乏そのものを固定し乍ら再生産しつつある我国の農村土地関係の裡に、求められねばならないであらう。」<sup>(12)</sup>

では、「農村社会政策」とは、「社会政策が今や農村土地問題の解決に向ったこと」を意味するののか。そうではなく、結果として招来された結核・体力低下に対する「農村保健国策」にすぎないものであった。それにもかかわらず、「農村社会政策」はあたかも「我々独特な」社会政策の樹立として強調されて登

—日本型社会政策批判としての社会政策論—

場してきた。日本の社会政策は、ここでも亦、日本的労働事情とそれを規定せる日本資本主義の特殊構造の止揚に向かうのではなく、それらを前提とし、かつそれらの維持・再編に従属する政策としてあらわれている。そして、大河内氏は日本の社会政策の構造的必至性を次のように示す。

「社会事業的諸方策が社会立法乃至は社会政策の名の下に登場したことは二つの点を基礎としてゐる。即ち一方に於ては、本来的な社会政策の必要にも拘はらずその実現不可能な客観的情勢と、他方に於ては、永年の社会政策上の怠慢の累積が遂に最少限度の保護・救済施設としての各種の社会事業の登場を不可避のものたらしめたこと。」<sup>(13)</sup>

この相剋の中で、社会事業が社会政策の代替物となり、さらにはこれが「日本の社会政策」と範疇化されるに至っている。この展開のもとでは、「社会立法の核心たる労働立法の一步前進にとりては何物をも寄与」しないであらう。かくして、大河内氏は「社会事業の不可避的な繁榮と共に本来の社会政策はまさに『危機』に陥った」と結ぶのであった。

以上、われわれは、大河内氏における「日本型社会政策」の構成をみてきた。大河内氏は、それを、日本資本主義の特殊構

造—日本の労働関係—日本型社会政策、という展開序列とそれらの相互規定関係とによって構成したのであった。そして、それらの分析を通じて貫かれたものは、社会政策の本来的機能とその結果としてもたらされる労働者階級の「成熟」—「真実の社会政策」視点であったのである。

(1) 「社会政策と福利施設」〔『基本問題』二六八頁〕。

(2) 「社会政策—日本に於ける社会政策への反省—」〔『経済学論集』第八卷一号〕。

(3) 「概念構成を通じてみたる社会政策の変遷」〔『社会政策の経済理論』三六二頁〕。ただし、引用は『経済学論集』(第一卷九号、第二卷一号)によった。『経済理論』所収論文の表題は、「社会政策概念の史的発展」である。

なお、『経済理論』所収論文は、原論文の重大な修正を行なっている。この修正は、大河内理論の体系化の道程における理論構成の変化につながるものと考えられる。ただし、その確定は、具体的な検討のなかで、果たさるべきものである。

(4) 「社会政策と福利施設」〔『基本問題』二六八頁〕。

(5) 「社会政策—日本に於ける社会政策への反省—」〔『経

済学論集』第八卷一号)。

(6) 戸塚秀夫、前掲論文、二三頁。

(7) 「社会政策—日本に於ける社会政策への反省—」。

(8) 「社会政策と福利施設」〔『基本問題』二七〇頁〕。

(9) 同右、二七三頁。

(10) 同右、二七三頁。

(11) 同右、二九三頁。なお、この引用部分は、増訂版、著作集版においては大きな修正が加えられている。総じて、第一版では、日本型社会政策批判に力点があるのに対して、増訂版では、「日本的」であったとしても、「社会政策の一つの新しい方向」として、展望への期待に重点が移っている(なお、この点については戸塚論文、四三頁参照)。

(12) 「危機に於ける社会政策の形態」〔『基本問題』三〇五〜三〇六頁〕。

(13) 同右、三〇八〜三〇九頁。

### 三 「日本型社会政策」の揚棄—その展望

では、大河内氏は、日本における社会政策の展開をいかに展

望したか。ここではそれをみていくこととする。

この期においてその展望は二つの基本方向で示される。ひとつは、「真実の社会政策」の展開不可能性、ひとつは、戦時経済Ⅱ重化学工業の展開に対応する「社会政策」の必至性とその特質。前者の視角は「社会政策と福利施設」に鋭く貫かれ、次第に後者の視角に比重が移動し、「社会政策の日本的形態」では後者の視角があらわれてくる。

さて、すでに見てきたように、「本来的な社会政策」の機能は初期資本主義的労働関係Ⅱ身分制的隷属的労働関係の止揚と資本主義的労働関係の創出にあった。しかし、日本にあっては、まさにこの隷属的労働関係は日本資本主義の存立にかかわるものであり、その構造的な特殊性と発展に深く連繋するものであった。「日本の労働事情」は日本資本主義にとって過渡的なものでなく、構造的なものであった。あるいは次のごとく言う。

「労働関係に於ける……身分制より契約制への真実の展開は特殊な資本主義社会の場合には構造的に不可能であり此の発展の途は遮断される。」<sup>(1)</sup>

近代的Ⅱ資本主義的労働関係の展開が構造的に不可能である

——日本型社会政策批判としての社会政策論——

ならば、「かかる労働関係（Ⅱ隷属的）の止揚を企図するあらゆる社会政策は、日本資本主義の存立条件の確保のためには許容し得べくもなかったのである。」<sup>(2)</sup>そこで、大河内氏は、次のように言う。

「労働者をその隷属性より解放する途は此の二つの社会政策（Ⅱ労働組合法と失業保険制度）の成立に在るが、この国の資本主義は果して之を許容し得るだけの可能性を持つてゐるであらうか。寧ろ労働関係に於けるこの型の崩壊は機構そのものの崩壊を結果しないであらうか。」<sup>(3)</sup>（傍点引用者）

「日本的労働事情」の崩壊は「機構」そのものの崩壊を結果する——この両者はこのような構造的連関のもとにあると把握された。「本来的な社会政策」は日本資本主義のもとで開花する余地をみいだしえない。大河内氏はこの点を鋭く提起したのであった。

では、その開花の展望は。その展望は日本資本主義の特殊構成の解体にもとめられる。大河内氏がそれを明示していないとしても、その結論は前述の論理の必然的帰結であり、それと隣り合わせている。大河内氏の論理をたどればそこに行きつくであろう。すなわち、「日本型社会政策」を日々再生産させる機

構Ⅱ「日本の労働事情と農村土地関係の特殊性との相互规定的関係」の解体。したがって日本資本主義の特殊構成の解体。農村土地関係の解決を通して「相互规定的関係」の媒介諸要因Ⅱ出稼型賃労働、潜在的過剰人口を解決し、それを通して日本の労働事情Ⅱ隷属的關係、低賃金、過度労働を揚棄すること、この近代的Ⅱ資本主義的労働関係のもとで「眞実の社会政策」は満面開花するに至るであろう。

このようにして、大河内氏は隷属的労働關係の止揚を社会政策に託すのではなく、これを機構そのものの解体に求めたのであった。課題は機構そのものの解体である。本来的な社会政策はその後にくる、と。「日本型社会政策」の止揚は、機構の解体において展望した。この期の大河内氏はこの地点にあった。

しかし、この視点は次第に転回し、次の視点へと移動する。すなわち、戦時経済Ⅱ重化学工業展開に伴う重化学工業労働力不足、それに対応する労働力政策の必至性Ⅱ「社会政策」の転回。しかもなお、大河内氏はこの「必至性」Ⅱ「転回」を展望しつつ、同時にその中に「日本の特質」を検出する。次にこれをみよう。

「日本資本主義の急速な帝国主義的確立と躍進の豊富な土壤

たりしものが『安価な』労働力に外ならなかった」し、「農村家計補充型・出稼型労銀と初期資本主義型過長労働とは、……日本資本主義の弱味を相被ふて余りがあった」。日本における繊維工業の隆盛は、この労働力を基盤とした。そして、この結果として生ずる「労働力の磨滅と健康破壊」は、農村における体力低下と結核を一般化したにもかかわらず、それへの対応は「日本型社会政策」たる「農村社会政策」にすぎなかった。「日本型社会政策」が、たとえ、「労働力の磨滅と健康破壊」を解決しなかったとしても、それはそれとして存立しえた。何故なら、日本における産業編成の重点が繊維工業にあるかぎり、その労働力は、「農村土地関係」にたく結びつけられ、再生産されたから。

しかしながら「我国産業編成の重点が繊維工業より軍需型工業へ移ったのに対応して、労働力の磨滅の問題がとり上げられる領域も亦移動する」。しかも、繊維工業にあつては許容せられていた「喰いつぶし」は、軍需Ⅱ重工業にあつては障害となる。すなわち、軍需Ⅱ重工業は、その拡充発展のため、それに照応する量と質の「労働力の維持・培養策」を要請するに至るであろう。大河内氏は、以上のように「労働力の維持・培養策」



の必至性を展望したのであった。

問題はこれを規定している現段階における特質であった。大河内氏は、これを次のように言う。

「高度な軍需産業機構と、劣悪な労働条件の下に磨滅せる労働力との結合の裡に、現段階における労働関係の日本的特質がありとすれば、この結合自体の含む矛盾の解決策としての『労働力の培養』労働者保護（とりわけ熟練工の保護）に向はざるを得ない点に社会政策に於ける日本の特質が潜んでゐる。」（傍点引用者）

「労働力の培養」は、拡充発展せる軍需 $\parallel$ 重工業と労働力の全般的磨滅化との「矛盾の解決策」として現出している。では、それははたして展開可能なのか。そもそも「労働力の全般的磨滅化」の究極的原因はどこにあったか。それは、まさに、今までみてきたように、日本資本主義の特殊構造を規定する「農村土地関係」を基盤にして再生産されてきたものであった。この基盤たる「農村土地関係」に手を触れずして、軍需 $\parallel$ 重工業と労働力の全般的磨滅化との「矛盾の解決策」として「労働力の培養策」を遂行する――大河内氏は、たとえ労働者保護が現出したとしても、ここにも「社会政策の日本の特質」をみだした

――日本型社会政策批判としての社会政策論――

のであった。それゆえに、大河内氏は、次の二つの社会政策の「組み合せ」こそ、「社会政策の日本型の根幹」である、としたのであった。

「一方に於ては、明治初期以来の主導産業たりし繊維工業による労働力の全国的喰潰しによって媒介され、半封建的な農村土地関係に由来する農家の慢性的窮迫・栄養不良によつて加重された農村結核の蔓延・侵蝕と農村人口の『体位低下』とに対応する農村社会事業乃至農村保健 $\parallel$ 医療国策体系。他方に於ては、……軍需型重工業を中心とする『生産力の拡充』に対応する所の労働力の磨滅の防止と進んで労働力の量的並に質的『培養』、『健全なる』重工業熟練労働力の維持・確保・創設を目標とする本来的な『工場立法』。」

この組み合わせのなかで、「労働者保護」は、よく進みうるか。「生産力拡充」と労働力の全般的磨滅の解決策 $\parallel$ 「労働者保護」は、他方で「農村社会事業 $\parallel$ 社会政策」でもって補完される。その後者は、労働力の全般的磨滅を解決するものでなく、それを糊塗するにすぎない。とするならば、「農村社会政策」は、「工場立法」を掘り崩していくであろう。「工場立法」は「生産力拡充」と労働力の全般的磨滅との解決を果たすことな

く、その相剋のなかで変質を余儀なくされるであらう。大河内氏がこの二つの体系の組み合わせのなかにみたものは、これであつた。

したがつて、大河内氏は、軍需重工業の展開に対応してあらわれた「工場立法」のなかに、日本の労働事情の止揚をみることはしなかつた。それは、むしろ、日本の労働事情を解決することなく、その維持のうえに展開するものであつた。このことは、「産業平和」策の日本の特質によつて補充される。

「かの軍事工廠に於ける横断的組合の禁止とメーデーの排斥に集中的に表現された労働者の自主的運動に対する禁圧、軍需産業に於ける熟練労働力を根幹とする所の労働組織の位階制的身分秩序の整備・強化、更に之等の動向を間接的に補強する巨額な『恩恵的』福利施設、之等のものの三位一体的抱合の裡に、皮肉にも危機期に於ける『産業平和』策としての社会政策の日本の特質が横たはつてゐる。」<sup>(8)</sup>

「重工業熟練労働力の維持・確保・創設」政策は、この鉄のごとき日本の特質の「産業平和」策を重要な補完部分としてのみ展開しうるものであつた。重工業展開に対応する「労働力維持」政策にあつてさえ、この補完を必要とする。まさに、それ

は「危機に於ける日本資本主義」の社会政策なのであつた。そして、そこではこの社会政策は、「日本の労働事情」の止揚に機能するのでなく、そのうえに展開する。大河内氏は、「労働力の培養」策の必至性を展望しつつも、依然としてその「日本の特質」をここにおいても検出せんとしたのであつた。

桎梏は「農村土地関係」、そしてそれと相互规定的関係のもとにある「日本の労働関係」、総じて日本資本主義の特殊構造にある。展望は、その桎梏の止揚の後において、「社会政策と福利施設」にあつてはこれが鋭角的に提示された。「社会政策の日本的形態」は、「労働力維持」政策の必至性を展望しつつも、この視点によつてこれを限定付けた。しかし、戦時経済における「労働力維持」政策の必至性とそれに対応する日本資本主義の特殊構成解体への必至性との展望は、この期以降次第に前景にでてくる。この論文は、その萌芽を示しつつも、なお「日本型社会政策」の機構的必然性を示し、この視点でもつて「労働力維持」政策の日本の特質を規定した。

総じてこの段階の諸論文においては、「日本型社会政策」の止揚は、日本資本主義の特殊構成把握のなかで展望されたのである。

(1) 「社会政策と福利施設」〔基本問題〕二六九頁。引用は前掲雑誌論文による。以下同じ。

(2) 同右、二七〇頁。

(3) 同右、二九五頁。

(4) 「社会政策の日本の形態」〔基本問題〕三二二―三二三頁。引用は、原論文たる『改造』（昭和十二年六月号）によつた。以下同じ。

(5) 同右、三二七頁。

(6)・(7) 同右、三二八頁。

(8) この箇所は『基本問題』においては削除されている。

(9) この段階の視点が消滅し、「日本資本主義の機構上の革新」を問題とする視点は、「紹介・風早八十二『日本社会政策史』（『国家学会雑誌』昭和十三年八月号）において明確に示される。そこでは、次のように言う。

「然らば、社会政策の日本的類型と『真実の』社会政策とは全然無関係であらうか。否。……それは絶えず基底たる資本主義経済の発展並に社会的基礎事実の進展を土台として、自己の裡に潜む社会政策の一般的規

定を貫徹せんとするものである。換言すれば、社会政策に於ける『日本型』は凝結固着したものではなく、絶えず自己の特殊性を破棄せんとする志向を有するものである。この際に於ける社会政策論の任務は、恐らく『日本型』に対して『真実の』社会政策を對比せしめることに在るのではなく、『日本型』乃至は日本的類型が、如何にそれ自らの胎内に一般的なるもの……を成熟せしめつつあるか、またこの成熟過程……を妨げてゐる特殊要因は何であるかの分析に在り、更に、如何なる条件が与へられた場合に、即ち日本資本主義に如何なる機構の革新が起つた場合に、社会政策の日本型が崩壊するであらうかを見透すことに在るであらう。差当つての問題としては、戦争は、右の様な『日本型』の解体に何等かの角度から貢献するところ無きか否か。」

提示は、問題提起という形をとつていとはいへ、分析視点は転回し、逆転しつつある。

(一九七〇・一一・一七稿)